

高知県職員の共働き・共育でのサポートに関する協定書

高知県（以下「甲」という。）及び株式会社SDH（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携及び協力することにより、高知県職員（以下「職員」という。）の共働き・共育でのサポートに資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、職員の共働き・共育でのサポートに関することについて連携及び協力する。

（取組内容及び実施方法）

第3条 前条に規定する事項についての具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議のうえ、別途取り決める。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、期間満了1ヵ月前までに甲又は乙から解消の申し出がない場合は、1年間延長されるものとする。以後も同様とする。

（協定内容の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、この協定書の変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を、この協定の目的以外に使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。
2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

（疑義等の決定）

第7条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名、押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県 総務部長 清水 敦

乙 南国市小籠94番地1
株式会社SDH 代表取締役社長 隅田 博重